

2021年 4月 吉日

お客様 各位

伊達信用金庫

## 「普通預金規定」「貯蓄預金規定」改定のお知らせ

平素より伊達信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は2021年6月1日より、「普通預金規定」および「貯蓄預金規定」を下記のとおり改定させていただきます。

### 1. 改定日

2021年6月1日（火）

### 2. 主な改定内容

以下の条項を新設いたします。

#### 「未利用口座および未利用口座管理手数料」条項を新設

##### (1) 未利用口座の範囲

- ① 最後に預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（当該普通（貯蓄）預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座として取扱います。
- ② 前項の口座のうち、通帳・届出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。

##### (2) 未利用口座管理手数料

- ① 本手数料は、前項の未利用口座が対象となります。
- ② 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。書面発信から3か月間ご利用（預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、「管理手数料」という。）をいただきます。この場合、この預金口座から払戻請求書によることなく、管理手数料の引落としができるものとします。また、お支払いいただいた管理手数料はご返却いたしません。

また、初回管理手数料をいただいた後もご利用がなく、未利用口座に該当する場合は、翌年以降も同様の手続きにより管理手数料をいただきます。

- ③ 未利用口座の残高が管理手数料以下のときは、当該残高全額を管理手数料に充当のうえ、当金庫は預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。
- ④ 解約された預金口座の再利用はできません。
- ⑤ 前2号にかかわらず、次にいずれかに該当する場合は、管理手数料はいただきません。
  - A. 未利用口座の預金残高が10,000円以上の場合
  - B. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引または融資取引がある場合
  - C. 未利用口座の名義人が未成年の場合
  - D. 未利用口座が後見制度支援預金の場合

##### (3) その他手数料

- ① この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しします。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

以上